

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成28年4月26日

香 川 県 収 用 委 員 会

1 起業者の名称

高松市

2 事業の種類

市道木太鬼無線新設工事（香川県高松市鶴市町字御殿地内）及びこれに伴う導水路付替工事

3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在 香川県高松市鶴市町字御殿地内

地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積(㎡)	使用しようとする土地の面積(㎡)	備考
	公簿	現況	公簿	実測			
1532番 1	畑	山林	2403	2501.94	810.92	なし	添付実測平面図のSP1、K1、K22、SP2、L31、L30、SP4、K36、K37、SP3、R31、R32及びSP1の各点を順次直線で結ぶ赤色の区域

（「添付実測平面図」は、省略し、香川県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

4 土地所有者の氏名及び住所

登記名義人 浮田サタコ（登記簿上の住所 香川県高松市鶴市町984番地6）の法定相続人

上野安子 香川県高松市花ノ宮町1丁目8番17号（法定相続分3分の1）

浮田良郎 香川県高松市鶴市町984番地6（法定相続分3分の1）

浮田裕生 神奈川県横浜市泉区上飯田町2890番地の12（法定相続分3分の1）

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 収用の裁決手続の開始を決定した日

平成28年4月25日